



No. 10 / 2019年8月16日

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail:kenkoro-do@nifty.com

北海道の最低賃金・中賃目安どおり答申 時間額861円に(+26円/3.11%)

北海道地方最低賃金審議会は8月7日に、今年度の北海道最低賃金を26円(3.11%)引き上げて時間額861円とする答申をおこないました。発効は10月3日です。引き上げ額・率とも2002年以降で最も高い引き上げとなつたことは、道労連をはじめとする運動の反映です。しかし、「いますぐ1,000円以上に」という労働者の願いに届かず、中央最低賃金審議会の「目安」に上積みした県が15県ある中で、北海道は「目安どおり」の極めて消極的な引き上げです。

函館支部が夏の「健康相談会」 9人が医療機関で検査に

函館支部は8月8～9日の2日間、道南地域の8か所で恒例となっている夏の「健康相談会」を開催しました。今回、相談に来たのは合計8名で、このあと医療機関で検査をすることになったのは、振動障害・4名、じん肺・1名、騒音性難聴・4名です。このうち難聴の相談で来た人は、トンネル坑夫を今年3月に退職して、自分で両耳の補聴器を購入したということでしたが、耳鳴りもひどいため、今後すぐに職歴を作成して医療機関で検査をすることになりました。また、振動障害の検査予約をした人は、症状がひどいため「会社に傷病手当の手続きをしてもらう」と話していましたが、検査結果によっては労災申請になる可能性もあると思われます。函館支部では、これらの人たちの検査結果が出るのを待って労災申請などのフォローバック体制をとることにしています。

JR北海道「安全に関する労使合同会議」 横浜の脱線事故を検証

8月8日にJR北海道の「第23回安全に関する労使合同会議」が開催されました。今回のテーマは今年6月に横浜市交通局で発生した列車脱線事故の検証で、JR北海道でも19年前に根室線の駅構内で同様の事故が発生しています。事故の概要は、夜間に保線作業をおこなった際、作業終了後に使用した工具の撤去を忘れ、一番列車が乗り上げて脱線しました。幸いにも走行速度が低かったことで転覆はせず負傷者もいませんでしたが、作業終了の確認手順が正しくおこなわれていなかつた人的ミスによる事故でした。今回の労使合同会議を終えて、北海道鉄道本部の竹田委員長は「最近JR北海道でも保線作業終了後の確認手順の不備が相次ぎ、列車との接触事故が発生しています。作業手順が規定通りにおこなわれず確認の励行が形骸化しています。人手不足により人材育成が遅れ、グループ作業での担務者間の連携が希薄になっていることが原因だと思います。また、保線作業員の待避誤りによって列車の緊急停止や汽笛を吹鳴される事象が度重なっており、グループ会社や協力会社の社員にも同様の事故が多発しています。財政基盤の脆弱さから、路線の縮小をはじめJR北海道は会社存亡の危機的状態といつても過言ではないと思います。人身事故などの重大事故の発生は更に会社を追い詰めることに繋がります、北海道の鉄道事業に従事する全ての労働者が〈安全は輸送業務の最大の使命である〉ことを基本にして日々の業務を遂行しなければならないと強く感じています」と感想を述べています。

2019年度 北海道地方最低賃金審議会答申に対する談話

北海道地方最低賃金審議会は2019年8月7日、2019年度の北海道最低賃金を26円(改定率3.11%)引き上げて861円とし、10月3日に発効する旨答申した。改定額・率ともに2002年以降で最も高い引き上げとなったことは、最低賃金の引き上げを求める運動と世論が一定反映されているものではあるが、政府が3年前から示している「3%程度の引き上げ」に従う中央審議会の目安通りの答申であり、多くの労働者が求めている「今すぐに1,000円以上」という願いには背を向けたものである。

また、鹿児島でプラス3円などをはじめ全国15県(8月7日現在)の地方審議会で中賃目安に「上積み」が行われていることをふまると、北海道の審議会が「目安通り」の答申としたことは極めて消極的であると言わざるをえない。

今年度の改定でも、47都道府県を4つのランクに区分し、地域間格差をいつそう拡大する目安制度の弊害があらためて浮き彫りとなった。中賃目安は「Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円」で、地域間格差を拡大したことは重大な問題である。目安通りの改定となった場合、最高額は1,013円、最低額は787円となり、金額の差は現行の224円から226円となり、2円も拡大する。これでは、若者をはじめとする労働力が地方から大都市部へ集中する流れに歯止めをかけることはできない。北海道と最高額の東京との地域間格差は150円から152円に拡大し、2002年には71円だった格差は2倍を超えて拡大し続けている。さらに、北海道は全国加重平均901円(中賃目安)を40円も下回ったままであり、全国40道県は「平均以下」(900円以下)という低額に止まっている。

繰り返し指摘しているように、ランク分けという現行制度が地方の最賃水準を低額に押し止め、大都市部との格差を拡大し続けているという制度的な欠陥があらためて明らかになった。

道労連が加盟する全労連は、この7年間全国22都道府県において「最低生計費試算調査」に取り組み、①全国どの地域でも25歳・単身者で22~24万円(時給1,500円程度)が必要、②居住地によって必要な生活費に大きな格差は存在しない、との調査結果を明らかにしてきた。また、エキタスという青年組織が4000人から回答を得たアンケート調査では「時間給1,500円になつたら何をしたいか」という設問に、3割以上が「医者(歯医者)に行きたい」という深刻な回答を寄せている。現行の最低賃金では「健康も守れない」ということを示している。

日弁連、札幌弁護士会を含む全国37の弁護士会は、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の縮小を求める声明・決議をあげている。また、全国330を超える自治体が、最低賃金の抜本的改善を求める意見書を決議している。さらに、7月の参議院議員選挙では、ほぼすべての政党が、最低賃金引き上げを公約に掲げた。いまの最低賃金の水準では「人間らしい、まともな生活」を営めず、早急にその水準を引き上げていくことが必要、との認識は社会的な合意となっている。

道労連はこの間、「社会的な賃金闘争」を強化し、全国一律最低賃金制度と「今すぐ最賃1000円以上、1500円をめざす」の要求実現のとりくみを強めてきた。東北6県と連帯したキャラバン行動、労働者の切実な声を束ねた「ひとこと署名」などをはじめ、行政や中小企業団体への要請や懇談を行い、中小企業支援の強化も求めつつ、最低賃金の大幅引きあげを進めるべきとする社会的合意を広げてきた。若者が地域で働き、住み続けることができるようにするためにも、中小企業における人材確保と地域経済を活性化するためにも、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差を是正する「全国一律制」の確立が急務である。

道労連はあらためて、政府と最低賃金審議会に対して、「今すぐ1000円」と「本来あるべき1500円」への政治決断を強く求めるとともに、地域から協力・共同を広げながら最低賃金引き上げを求める運動を前進させる決意である。

2019年8月7日
北海道労働組合総連合
議長 三上 友衛



厚生労働省
北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
令和元年8月7日

【担当】

厚生労働省
北海道労働局労働基準部賃金室
室長 熊谷 智史
室長補佐 田中 洋満
電話:011-709-2311 (内3531)

北海道地方最低賃金審議会が引上げの答申

「北海道最低賃金は、26円アップで時間額861円に」

北海道地方最低賃金審議会（会長 加藤智章）は、北海道最低賃金（時間額835円）を26円引き上げて861円に改正決定することが適当であると、8月7日、北海道労働局長（福士直）に答申しました。

北海道労働局長は、この答申に基づき、速やかに改正決定にかかる所要の手続を進めることとしています。

答申の要旨

- ① 北海道最低賃金を、1時間861円（引上げ額26円）、引上げ率3.11%（全国平均3.09%）に改定する。
- ② 改定額の効力発生は法定発効（効力発生予定日は令和元年10月3日）とする。
- ③ 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための実効性ある支援や、下請取引の適正化に引き続き取り組むことを強く要望する。

北海道労働局の対応

- ① 法定発効に向けて、事務手続きに万全を期す。
- ② 法定発効までの間に周知・広報を積極的に実施する。
- ③ 法定発効後は改定後の最低賃金の履行確保に万全を期す。

<答申までの審議経過>

令和元年7月9日、北海道労働局長は北海道地方最低賃金審議会に対して北海道最低賃金の改正決定に係る調査審議を求め諮詢しました。

同審議会においてはこれを受けて、7月31日に示された中央最低賃金審議会の「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を参考とし、北海道における賃金実態調査結果及び本道の経済、雇用動向等を踏まえ、慎重に審議が重ねられ結論が得られたものです。

（道政記者クラブ・経済記者クラブに同時提供）

<北海道最低賃金の推移>

年 度	最低賃金額 時間額(円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 20 年度	6 6 7	1 3	1 . 9 9
平成 21 年度	6 7 8	1 1	1 . 6 5
平成 22 年度	6 9 1	1 3	1 . 9 2
平成 23 年度	7 0 5	1 4	2 . 0 3
平成 24 年度	7 1 9	1 4	1 . 9 9
平成 25 年度	7 3 4	1 5	2 . 0 9
平成 26 年度	7 4 8	1 4	1 . 9 1
平成 27 年度	7 6 4	1 6	2 . 1 4
平成 28 年度	7 8 6	2 2	2 . 8 8
平成 29 年度	8 1 0	2 4	3 . 0 5
平成 30 年度	8 3 5	2 5	3 . 0 9
令和元年度	8 6 1	2 6	3 . 1 1